

岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者のうちから市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議の議長は、委員長が務める。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第4条 委員長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、書面により委員会の会議に代えることができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
 - (2) 災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
 - (3) 軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
- 2 前項の規定による会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」（令和2年4月1日施行。以下「要領」という。）第2条に基づき、原則、公開とする。ただし、当該会議が岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第7条に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含む事項について審議等を行う場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合、委員長が必要と認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

- 2 会議の公開に必要な事項は、要領の定めるところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、土木建設部建設企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会設置要綱の廃止)
- 2 岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会設置要綱（平成20年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。